

経 済 産 業 省

20211207貿局第1号
輸出注意事項2021第35号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年12月22日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改 正 後	現 行																																				
0～3 （略）	0～3 （略）																																				
4 特例	4 特例																																				
4－1 （略）	4－1 （略）																																				
4－2 輸出令第2条の規定は、同令第4条第2項各号に掲げる場合には、同令別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。	4－2 輸出令第2条の規定は、同令第4条第2項各号に掲げる場合には、同令別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。																																				
4－2－1 （略）	4－2－1 （略）																																				
4－2－2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い （略）	4－2－2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い （略）																																				
（1）～（3） （略）	（1）～（3） （略）																																				
（4） 輸出令別表第5第3号については、次により取り扱う。 （略）	（4） 輸出令別表第5第3号については、次により取り扱う。 （略）																																				
（イ）～（ハ） （略）	（イ）～（ハ） （略）																																				
（ニ） 輸出令第4条第2項第2号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 （略）	（ニ） 輸出令第4条第2項第2号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 （略）																																				
（ホ）（略）	（ホ）（略）																																				
<table><tr><th>別表第2の2の号</th><th>貨物名</th><th>解釈（対象となる関税率表の番号等）</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>20</td><td>ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ</td><td><u>8525.81から8525.89まで（テレビジョンカメラを除く。）、8806.21から8806.99まで（ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラに限る。）</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>26</td><td>写真機（一眼レフレンズのものに限る。）</td><td><u>9006.53、9006.59</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	別表第2の2の号	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）	（略）	（略）	（略）	20	ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	<u>8525.81から8525.89まで（テレビジョンカメラを除く。）、8806.21から8806.99まで（ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラに限る。）</u>	（略）	（略）	（略）	26	写真機（一眼レフレンズのものに限る。）	<u>9006.53、9006.59</u>	（略）	（略）	（略）	<table><tr><th>別表第2の2の号</th><th>貨物名</th><th>解釈（対象となる関税率表の番号等）</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>20</td><td>ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ</td><td><u>8525.80</u>（テレビジョンカメラを除く。）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>26</td><td>写真機（一眼レフレンズのものに限る。）</td><td><u>9006.51</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	別表第2の2の号	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）	（略）	（略）	（略）	20	ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	<u>8525.80</u> （テレビジョンカメラを除く。）	（略）	（略）	（略）	26	写真機（一眼レフレンズのものに限る。）	<u>9006.51</u>	（略）	（略）	（略）
別表第2の2の号	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）																																			
（略）	（略）	（略）																																			
20	ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	<u>8525.81から8525.89まで（テレビジョンカメラを除く。）、8806.21から8806.99まで（ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラに限る。）</u>																																			
（略）	（略）	（略）																																			
26	写真機（一眼レフレンズのものに限る。）	<u>9006.53、9006.59</u>																																			
（略）	（略）	（略）																																			
別表第2の2の号	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）																																			
（略）	（略）	（略）																																			
20	ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	<u>8525.80</u> （テレビジョンカメラを除く。）																																			
（略）	（略）	（略）																																			
26	写真機（一眼レフレンズのものに限る。）	<u>9006.51</u>																																			
（略）	（略）	（略）																																			
（5）～（14） （略）	（5）～（14） （略）																																				

(以下、略)	(以下、略)
--------	--------